

公 示

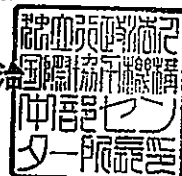
下記のとおり企画競争の実施を公示します。

2018年10月9日

独立行政法人国際協力機構

中部センター

契約担当役 所長 阪倉章治



記

1. 調達内容

- (1) 業務名称：「2018年度 JICA ボランティア帰国報告及び NGO・企業との交流会」
実施業務（企画競争（プロポーザル方式選定））
- (2) 業務内容：プロポーザル方式選定説明書による。
- (3) 業務履行期間（予定）：2018年11月中旬から2019年2月中旬

2. 競争参加資格

この企画競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。なお、共同企業体を形成して競争に参加しようとする場合は、共同企業体の代表者及び構成員全員が、競争参加資格を有する必要があります。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公示日において平成28・29・30年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の項目で、「A」、「B」、「C」または「D」の等級の競争参加資格を有すること（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構から別途資格審査を受けることができます。（プロポーザル方式選定説明書を参照ください。）

- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争に参加する資格がありません。
- (3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
 - ア. プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。

- イ. 資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ウ. 資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該相手方との契約手続きを進めます。
- エ. 契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

(4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

- ア. 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応募者又は応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

3. 企画競争説明書

(1) 説明書は、以下のサイトに電子ファイルを掲載します。

本公示の「入札説明書等 (PDF)」欄に掲載されているファイルをダウンロードして参照ください。

国際協力機構 JICA 中部ホームページ (<https://www.jica.go.jp/chubu/>)
→「調達情報」
→「工事、物品購入、役務等」
(<https://www.jica.go.jp/shotatsu/domestic/koji2018.html#chubu>)

※なお、契約担当部署は以下のとおりです。

JICA 中部 連携推進課

電話:052-533-0120 ファクシミリ:052-564-3751

4. プロポーザル及び見積書提出の期限及び方法

(1) 提出期限：2018年10月31日(水)正午

(詳細はプロポーザル方式選定説明書を参照ください。)

(2) 提出方法：郵送等もしくは持参(郵送の場合は上記提出期限までに到着するものに限る)

ア. 郵送等の場合：〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7

独立行政法人国際協力機構 中部センター 連携推進課宛

イ. 持参の場合：同施設1階受付(受付時間：平日9:30~17:30)

5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金：免除。

(3) 関連規定については、ホームページの「独立行政法人国際協力機構法令・規程集」(URL：<http://association.joureikun.jp/jica/>)にて閲覧可能。

(4) 特別な事情が発生した場合、調達条件を変更して実施する場合があります。また、事情によっては業務実施自体を取りやめることもあります。

(5) その他、詳細はプロポーザル方式選定説明書によります。

以上

